



2024/2/

JFA U-15 女子サッカーリーグ 2024 北信越 実 施 要 項

1. 趣旨

北信越サッカー協会(以下「本協会」という)は日本サッカー界の将来を担うユース(15 歳以下)の選手のサッカー技術向上と健全な心身の育成を図り、広く女子サッカーの普及振興に寄与することを目的とし、長期に渡るリーグ戦を実施する。

2. 名称

JFA U-15 女子サッカーリーグ 2024 北信越

- 3. 主催
- 一般社団法人 北信越サッカー協会
- 4. 主管
- 一般社団法人 北信越サッカー協会女子委員会
- 5. 後援
- 公益財団法人 日本サッカー協会
- 6. 協替

株式会社モルテン

株式会社深松組

7. 期間

2024年4月14日(日)~2024年9月29日(日)

8. 会場

地域各会場

9. 試合球

モルテン社製 ヴァンタッジオ 4900 芝用 (品番 F5N4900)

参加資格

- (1) 本協会に「女子」の種別で登録した加盟登録チームであること。
- (2) 2009 年(平成 21 年)4 月 2 日から 2012 年(平成 24 年)4 月 1 日までに生まれた女子選手である事。
- (3) クラブ申請制度の適用:本協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチームから移籍すること無く、上記(1)のチームで参加することができる。この場合、同一「クラブ」内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。なお、選手は、上記(2)を満たしていること。選手が所属するチームの種別・種別区分は問わない。但し、本リーグに加盟する他のチームで参加(参加申込)していないこと。
- (4) 外国籍選手:5 名まで登録でき、1 試合3名まで出場できる。
- (5) 移籍選手:本大会の予選を通して、選手は他のチームで参加(参加申込)していないこと。
- (6) 合同チーム:主体となるチームの選手数が 16 名未満の場合、複数チームによる「合同チーム」の大会参加を、以下の条件により認める。
 - ① 主体となるチームおよびその選手は、それぞれ上記(1)および(2)を満たしていること。
 - ② 合同するチームの選手は、上記(2)を満たしていること。なお、選手が所属するチームの種別・種別 区分は問わない。但し、本リーグに参戦しているチームの選手は他のチームで参加(参加申込)し ていないこと。
 - ③ 極端な勝利目的のための合同チームではないこと。
 - ④ 合同チームとしての参加を当該都道府県サッカー協会女子委員長が別途了承すること。
 - ⑤ 大会参加申込の手続きは、それぞれのチームの代表者が協議の上、主体となるチームが行う。
- 10.参加チームとその数

8 チームで実施する。

- 11. 競技方法
- (1) 大会実施年度の公益財団法人日本サッカー協会制定の競技規則による。(サッカー競技規則 2023/24 を用いる)
- (2) 8 チームによる 2 回戦総当りのリーグ戦を行なう。

- (3) 順位決定については、以下で決定する。
 - ① 勝点は、勝ち=3 点、引分け=1 点、負け=0 点とし、勝点の多い方を上位とする。
 - ② 勝点が同じ場合は得失点差の多い方を上位とする。
 - ③ 勝点及び得失点差が同じ場合は、当該チーム同士の対戦成績(勝敗)
 - 4 上記123が同じ場合は、総得点の多い方を上位とする。
 - ⑤ 上記④で総得点も同じ場合は、下記に基づくポイント合計がより少ないチーム
 - (ア) 警告 1回1ポイント
 - (イ) 警告 2回による退場 1回3ポイント
 - (ウ) 退場 1回3ポイント
 - (エ) 警告 1 回に続く退場 1 回 4 ポイント
 - ⑥ 上記①~⑤でも同じ場合は、抽選により決定する。
- (4) 試合時間:80 分(前・後半 40 分)
- (5) ハーフタイムのインターバル:原則 10分(前半終了から後半開始まで)
- (6) 競技者の数

競技者の数:11名

交代要員の数:7 名以内

交代を行うことができる数:7名以内(ただし、後半の交代回数は3回以内とする)

ピッチ上でプレーできる外国籍選手の数:3 名以内

(7) 役員の数

テクニカルエリアに入ることができる役員の数:6 名以内

- (8) ユニフォーム
 - (1) 本協会のユニフォーム規程に基づいたユニフォームを使用しなければならない。
 - ② Jクラブ傘下のチームについては、公益社団法人日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)のユニフォーム 要項に認められたユニフォームであれば使用を認められる。また、日本女子サッカーリーグ傘下の チームについては、一般社団法人日本女子サッカーリーグのユニフォーム要項に認められたユニ フォームであれば使用を認められる。ただし一部でも仕様が異なる場合は認められない。この際、シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得ない場合、審判員用のカラーシャツを複数色、チームで準備出来る場合のみ使用を認められる。
 - ③ ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ソックス)については、正の他に副として、正と色彩が異なり判別しやすいユニフォームを参加申込書の際に記載し、各試合に必ず携行すること(FP・GK 用共)。本協会に登録されたものを原則とする。
 - ④ 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
 - ⑤ 前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスの それぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。
 - ⑥ ソックスに テープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場 合、ソックスと 同色でなくても良い。
 - ⑦ アンダーシャツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。
 - ⑧ アンダーショーツおよびタイツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。
 - ⑨ シャツの前面・背面に参加申込の際に登録した選手番号を付けること。ショーツの選手番号についてはつけることが望ましい。
 - ⑩ ユニフォームの色、選手番号の参加申込締切日以後の変更は認めない。
 - ① ユニフォームへの広告表示については公益財団法人日本サッカー協会「ユニフォーム規程」の基づき承認された場合のみこれを認める。
- (9) その他
 - ① 第 4 の審判員の任命:行う

負傷者の対応:主審が認めた場合のみ、最大2名ピッチへの入場を許可される。

- ② JFA の「熱中症対策ガイドライン」に基づき、必要に応じて飲水タイムやクーリング・ブレイクなどをとり、 選手ならびに観客、試合関係者の健康管理に留意することとする。
 - ※固定化した飲水タイムの廃止。

- 12. 登録
- (1) 登録できる選手の人数は、上限なし(リーグ登録上限なし)とする。
- (2) 選手の追加登録を行う場合は、随時リーグ事務局に必要書類を提出し登録完了をもって出場可能とする。
- (3) 選手がリーグ期間中に移籍をした場合、当該選手は移籍後から(2)に定めた登録期間中は異なるチームから出場することは出来ない。
- (4) 3種登録選手が女子チームへ登録してのリーグ参加は、移籍ではなく追加登録として随時認める。
- 13. 参加費
- (1) 参加費は、70,000円とする。

(ただし、JFA 補助金及び参加チーム数等により変更となる場合がある。)

(2) 参加費は、2024年3月24日までに下記口座に振り込む。(振込手数料は参加チーム負担とする。)

【振込先】

銀行名 北陸銀行

支店名 滑川支店(なめりかわしてん)

預金種目 普通預金

口座番号 6056779

口座名義 一般社団法人 北信越サッカー協会

*大会コード「H0807」及びチーム名を入力し「H0807〇〇」で振り込むこと。 チーム名は、8文字以内(長ければ略記)ATMで送金者名変更可能。

- 14. 懲罰
- (1) 本大会は、本協会「懲罰規程」に則り、大会規律委員会を設ける。
- (2) 大会規律委員会の委員長は、本協会規律委員長とし、委員については委員長が決定する。
- (3) 本大会期間中に警告を3回受けた競技者、交代要員、交代して退いた競技者またはチーム役員は、次の1試合に出場できない。
- (4) 本大会において退場を命じられた競技者、交代要員、交代して退いた競技者またはチーム役員は、自動的に次の1試合に出場できず、それ以降の処置については大会規律委員会において決定する。
- (5) 本実施要項に記載事項にない懲罰に関する事項は、大会規律委員会にて決定する。
- 15. 審判
- (1) 会場で当該リーグが 1 試合の場合、主審及び第 4 の審判員は一般社団法人北信越サッカー協会審判委員会に派遣を依頼する。副審2名は当該試合のホームチームの帯同審判とする。また審判資格は必ず有していること。
- (2) 会場で当該リーグが 2 試合以上の場合、主審は一般社団法人北信越サッカー協会審判委員会に派遣を依頼する。主審以外は当該試合のホームチームの帯同審判員とする。また審判資格は必ず有していること。
- 16. 入れ替え
- (1) 8位のチームは自動降格とし、地域リーグ参入戦の1位チームが次年度より当リーグに昇格する事とする。
- (2) 地域リーグ参入戦の実施方法は、別途定める。
- 17. 表彰

優勝以下第3位まで、表彰状を授与する。

- 18. その他
- (1) 試合の中止・中断の決定について
 - ① 試合の中止・中断の決定については、会場責任者及び当該試合の主審と協議のうえ、決定する。その後の処置については、大会実行委員会において協議の上、決定する。
 - ②前半終了後、中止された場合は、その時点のスコアで試合成立とする。
 - ③ 一方の責任により中止となった場合は、帰責事由のあるチームを 0 対 3 の負けとする。
- (2) 大会要項に規定されていない事項については、大会実行委員会において協議の上、決定する。
- (3) <u>年間1位のチームにはJFA 第29回全日本 U-15 女子サッカー選手権大会への出場権が与えられる。</u>
- (4) <u>年間2位から4位までのチームには、JFA 第29回全日本 U-15 女子サッカー選手権大会北信越大会への出</u>場権が与えられる。

以上